

○農林水産省
国土交通省令第一号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

省令第一号)の一部を次のように改正する。
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（令和六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。
環境省

第十六条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附 則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。